

笑舞CHEER&DANCE STUDIO 入会会員規則

第1条(名称)

当施設は笑舞 CHEER&DANCE STUDIO(以下当スクール)と称します。

第2条(運営管理)

当スクールは株式会社 Show-V(以下当社)がその運営を行います。

第3条(目的)

当スクールは、ダンスを通し会員様の健康増進を図るとともに、ダンスを通し地域の貢献になるように努めます。

第4条(会員種類)

当スクールの会員の種類は月謝会員・ビジター会員・チケット制会員となります。

第5条(会員資格及び利用資格)

会員は本会則に同意した方、かつ当スクールが入会を承諾した方とします。

以下該当する方を会員とさせていただきます。

- ① 3歳以上の健康な方で本スクールの趣旨に賛同し、規約を承諾した方とします。レッスン及び活動に支障をきたす可能性のある方(医師等から運動の禁止を受けている方)は入会できません。
- ② 暴力団等、反射規制力に関係していない方
- ③ 伝染病、その他他人に感染する恐れのある疾患がない方
- ④ 他の利用者に迷惑をかけずスタッフの指示に従える方
- ⑤ 日本語の理解ができる方
- ⑥ アルコール依存症でない方、利用の際に酒気を帯びていない方。
- ⑦ 当スクールが定める諸規則注意事項に反しない方。

第6条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合は会員資格を喪失します。

- ① 退会手続きを完了したとき
- ② 第7条により除籍されたとき
- ③ 会員本人が死亡したとき
- ④ 第14条によりスクールが閉鎖したとき
- ⑤ 法人が解散したとき

第7条(除籍)

当スクールは会員が以下に該当すると認めた場合、当スクールの判断により会員を除籍することができます。

- ① 本会則、利用規則、利用方法に違反した場合
- ② スクールの名誉、信用を傷つける等、秩序を乱した場合
- ③ 第12条に定める諸会費、諸費用の支払いを滞納し期限を定めた催促にも応じない場合
- ④ スクールの施設を故意に破損させた場合
- ⑤ 当スクールが会員として相応しないと認めた場合

第8条(損害賠償について)

- ① 当スクール利用に際して、生じた盗難紛失については一切損害賠償の責任を負いません
- ② 会員またはビジターが当社または第三者に損害を与えた場合当該会員又ビジターは、速やかにその賠償の責に任ずるものとします
- ③ 当クラブの利用に際して、発生した怪我、病気、事故等については、原則として会員又はビジターの自己責任とし、当社は責任を負いません。

第9条(入会手続)

入会をご希望される方は、所定の申込み WEB フォームより入力を行うものとします。初回分は振込、その後カード払いとなります。

第10条(会員証)

会員に対し会員証を発行します。

第11条(会員以外の施設利用)

当スクールではビジター・チケット利用が可能となります。

第12条(登録手数料・会費等)

会員は定められた登録手数料・月会費を納入しなければなりません。利用の有無にかかわらず登録手数料・月会費・諸費用の返金はしないものとします。

経済状況の変動に応じて、登録手数料・会費等の金額変更することがございます。

第13条(退会)

会員が退会をする場合は、必ず退会届・休会届を退会希望月の前々月末日までに申し出、所定の手続きを完了しなければなりません。

第14条(閉鎖・解散・休業・改装)

当社は必要と認めた場合、当スクールを閉鎖・休業・改装することができます。

この場合会員は保証その他何ら請求、異議申し立てをすることができません。

- ① 施設の改装または修理の際
- ② 天災、地変、その他不可抗力により営業が不可能となる時
- ③ 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない理由が生じた場合
- ④ 経営上会社が必要と判断をしたとき

第15条(個人情報保護)

- ① 個人情報(入会の際に記入事項)は、適切かつ慎重に管理し漏洩・改ざん・紛失がないように適切な管理を努めます
- ② 正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報の提供・開示は致しません。
- ③ ご本人より情報の変更・削除の申し出があった場合は合理的な範囲で必要な対応をします。
- ④ レッスン・活動の撮影した写真・映像等は本スクールの WEB サイトなどの宣伝のために利用することができるものとします。

第16条(本会則の改正)

当社は、本会則、利用規定、その他運営管理に関する事項を改定することができます。